○千代田町移住支援金支給要綱

千代田町移住支援金支給要綱（令和元年千代田町告示第２号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、東京圏から本町への移住者に対して補助金（以下「移住支援金」という。）を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から本町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　東京圏　埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）を除いた区域をいう。

(2)　東京２３区　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８１条第１項に規定する特別区の区域をいう。

(3)　転入　本町に住居を移し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき住民登録をすることをいう。

(4)　マッチングサイト　都道府県が開設する、就業に係る移住支援金の対象となる就業先について、統一的・一覧性を持って検索可能である幅広い求人情報の提供等を行うサイトをいう。

(5)　関係人口　移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々をいう。

（移住支援金の額）

第３条　移住支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める金額とする。

(1)　単身世帯　６０万円

(2)　２人以上の世帯　１００万円

２　前項の規定にかかわらず、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は１８歳未満の者一人につき最大３０万円を加算するものとする。

（支給対象者）

第４条　移住支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者のうち、次条及び第６条に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　本町に転入する前日までの１０年間のうちに、通算して５年以上、東京２３区に居住又は東京２３区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(2)　本町に転入する前日までに、連続して１年以上、東京２３区又は東京圏に居住し、東京２３区への通勤をしていたこと（ただし、東京２３区への通勤の期間については、転入の３月前までを当該１年の起算点にすることができる。）。

２　支給対象者が、東京圏に居住し、東京２３区内の大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関)に通学し、かつ、東京２３区内の企業等へ就職した場合は、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は２年を上限）として、前各号の対象期間とみなすことができる。

（就業等に関する要件）

第５条　支給対象者に該当するための就業又は起業に関する要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1)　就業（一般）に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、群馬県及び本町の判断により対象とする場合を除く。

エ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載されている法人に就業し、かつ、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ　求人への応募日が、マッチングサイトに求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

カ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2)　就業（専門人材）に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して、移住及び就業すること。

イ　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

ウ　就業先と週２０時間以上の無期雇用契約をし、かつ、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3)　テレワークに関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））の対象事業による支援及び助成を受けていないこと。

ウ　移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週２０時間以上テレワークを実施すること。

(4)　関係人口に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当し、ふれあいタウンちよだ分譲地を購入していること。

ア　千代田町において定める、地域及び地域の人々と関わりの要件を満たすこと（関係人口）。

イ　千代田町において定める、地域の担い手の確保に資する業種等へ就業又は

参加すること。

(5)　_起業に関する要件　新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金（移住・起業・就業型））、並びにその前歴事業を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を１年以内に受けていること。

（その他の要件）

第６条　支給対象者に該当するためのその他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(1)　本町に、移住支援金の申請をした日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

(2)　支給対象者及びその世帯員（以下「世帯構成員」という。）が東京圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること。

(3)　世帯構成員が、申請時において転入日の翌日から起算して１年以内の者のみの世帯であること。

(4)　世帯構成員が千代田町暴力団排除条例（平成２４年千代田町条例第１４号）第２条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者でないこと。

(5)　日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(6)　申請日において、世帯員構成員に納期限が到来している町税等（国民健康保険税及び介護保険料を含む。）の滞納がないこと。

(7)　群馬県及び本町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（申請）

第７条　申請要件を満たした者（以下「申請者」という。）は、転入日の翌日から起算して１年を経過する日までの間に、千代田町移住支援金支給申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　写真付き身分証明書

(2)　転入前の住所地の世帯全員の住民票

(3)　転入後の世帯全員の住民票

(4)　千代田町移住支援金申請にかかる誓約書兼同意書（様式第２号）

(5)　就業(一般・専門人材)証明書(様式第３号)(第５条第１号及び第２号の要件を満たす場合、又は第４号の要件で就業により地域の担い手として申請する場合に限る。)

(6)　就業（テレワーク）証明書（様式第４号）（第５条第３号の要件を満たす場合に限る。）

(7)　東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書等（転入前の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）（第４条第１号に該当する者で、東京２３区への通勤の要件を満たすことにより移住者支援金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。）

(8)　開業届出済証明書等（転入前の在勤地を確認できる書類）及び個人事業等の納税証明書（転入前の在勤期間を確認できる書類）（第４条第１号に該当する者で、東京２３区への通勤の要件を満たすことにより移住者支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。）

(9)　大学等の卒業証明書（第４条第２項に該当する者に限る。）

(10)　関係人口要件認定申請書（様式第５号）（第５条第４号の要件を満たす場合に限る。）

(11)　起業支援金の交付決定通知書（第５条第２号の要件を満たす場合に限る。）

（支給決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、千代田町移住支援金支給決定（却下）通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　前項により支給決定を受けた申請者は、千代田町移住支援金請求書（様式第７号）により、町長に移住支援金の請求をするものとし、町長はその請求に基づき、移住支援金を支給するものとする。

（支給決定の取消）

第９条　町長は、移住支援金の支給を受けた者が次条第２項各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給の決定を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、町長が認めた場合には、この限りではない。

（返還請求）

第１０条　町長は、前条の規定による支給決定を取り消した場合は、千代田町移住支援金返還請求書（様式第８号）により、既に支給した移住支援金の全額又は半額の返還を命ずることができる。

２　前項の規定による返還金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　虚偽の申請等をした場合　全額

(2)　申請のあった日から３年未満に本町から転出した場合　全額

(3)　申請のあった日から３年以上５年以内に本町から転出した場合　半額

(4)　申請のあった日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合　全額

(5)　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合　全額

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第３８号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年告示第４３号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年告示第２１号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

千代田町長　　様

千代田町移住支援金支給申請書

千代田町移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の支給を申請します。

１　申請者欄

ふりがな		性別	生年月日
氏名	㊞		年　月　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	年　月　日	就業年月日	年　月　日

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者を含まない）						人
					上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数						人
移住支援金の種類		就業（一般）		就業（専門人材）		テレワーク		関係人口		起業	

様式第２号（第７条関係）

千代田町移住支援金申請にかかる誓約書兼同意書

１　誓約事項

□　①　移住支援金を申請した日から５年以上継続して、本町に居住します。

□　②　申請日から５年以上、就業又は起業を継続する意思があります。

□　③　本町への移住は自己の意思であります。

□　④　千代田町移住支援金に関する報告及び立入調査について、群馬県及び本町から求められた場合には、それに応じます。

□　⑤　移住支援金を申請した日から５年以内に本町から転出した場合、１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合、又は虚偽の内容の申請を行った場合は、移住支援金の全額又は半額を返還します。

□　⑥　就業先の代表者又は取締役などの経営を担う者が３親等以内の親族にはいません。

□　⑦　世帯の構成員が千代田町暴力団排除条例（平成２４年千代田町条例第１４号）第２条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者ではありません。

２　同意事項

①　本町が千代田町移住支援金支給に際して得た個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

②　申請日において、世帯員構成員に納期限が到来している町税等（国民健康保険税、介護保険料を含む。）の納入状況について、調査のため閲覧します。

千代田町移住支援金申請にあたり、以上のことについて誓約及び同意いたします。

年　　月　　日

千代田町長　　様

住所

氏名　　㊞

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

千代田町長　　様

所 在 地
事業者名　　㊞
代表者名
電話番号
担当者名

就業（一般・専門人材）証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務者生年月日	
応募受付年月日	
就業年月日	
勤務状況	勤務者は証明日時点で当社に 勤務していることに相違ありません。
雇用形態	週２０時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	３親等以内の親族に該当しない。

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

千代田町長　　様

所 在 地
事業者名　　㊞
代表者名
電話番号
担当者名

就業（テレワーク）証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務者生年月日	
応募受付年月日	
就業年月日	
勤務状況	勤務者は証明日時点で当社に 勤務していることに相違ありません。

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

千代田町長　様

関係人口要件認定申請書

千代田町移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の関係人口要件に係る認定を申請します。

１　申請者欄

ふりがな		性別	生年月日
氏名			年　　月　　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者を含まない。）	人
					上記家族の人数のうち１８歳未満の者の人数	人

３　関係人口の該当要件及び添付書類（該当する欄に○を付けてください。）

（１）支給対象者の要件（○がつかない場合は対象外となります。）

	チェック欄	必須要件	チェック欄	チェック欄
必須要件		ふれあいタウンちよだ分譲地を購入している。		分譲地購入に係る契約書の写 等
選択要件	チェック欄	該当要件	チェック欄	チェック欄
		ふるさと応援寄附金を行っていること。		寄附受領証明書　等
		千代田町周遊ツアー等に参加していること。		参加者名簿　等
		ちよだ利根川おもてなしマラソンに参加していること。		出場者名簿　等

（２）地域の担い手確保の要件

チェック欄	該当要件	チェック欄	チェック欄
	農林水産業に就業した者		就業が確認できる書類
	家業等で就業した者		※業種や勤務形態に応じて確認
	群馬県内にある企業及び団体に就業した者		就業証明書　等
	自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動等に参加しており、移住後も継続する意向がある者		参加状況が確認できる書類　等

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

様

千代田町長　　印

千代田町移住支援金支給決定（却下）通知書

千代田町移住支援金支給要綱に基づき、下記のとおり移住支援金を支給決定（却下）しましたのでお知らせいたします。

記

１．支給を決定する　　支給決定額　＿＿＿＿＿＿円

２．申請を却下する
（却下の理由）

（備考）

１　千代田町は、千代田町移住支援金支給要綱の規定に基づき、千代田町移住支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考２に定める返還請求を行う場合があります。

２　千代田町は、千代田町移住支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
・申請日から３年以内に千代田町以外の市区町村に転出した場合：全額
・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
・移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
・申請日から３年以上５年以内に千代田町以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

千代田町長　　様

（住　　所）
請求者　（氏　　名）　　㊞
（電話番号）

千代田町移住支援金請求書

年　　月　　日付けで支給決定されました千代田町移住支援金につきまして、下記のとおり請求いたします。

記

請求額　＿＿＿＿＿＿円

振込指定口座

金融機関名	銀行　本店 金庫　支店 信組　出張所 農協
口座種別	（　普通　・　当座　）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第８号（第１０条関係）

年　　月　　日

様

千代田町長　　印

千代田町移住支援金返還請求書

年　　月　　日付けで支給決定されました千代田町移住支援金につきまして、下記の理由により支給決定を取り消すこととしたので、千代田町移住支援金支給要綱第１０条の規定により返還を請求します。

記

１　支給決定済額　　円

２　返還請求額　　円

３　取消しの理由

４　返還期限

５　返還方法　　別添納入通知書により返還期限までに納入してください。

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第７条関係）

様式第４号（第７条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第８条関係）

様式第７号（第８条関係）

様式第８号（第１０条関係）